12月は徴収強化月間です

－税金・使用料等の滞納見逃しません！－

・町税（国民健康保険税、町・道民税、固定資産税、軽自動車税）の納税はお済みですか？
・住宅や水道などの使用料は納めていただけましたか？

税の悪質な滞納者や多額滞納者に対しては、差し押さえ又は渡島・檜山地方税滞納整理機構に徴収を引き渡す場合があります。



■納税に関するご相談は今金町役場税務住民課(☎82－0111）までご連絡下さい

愛煙家の皆様へ
「たばこ」の購入は町内で！

町たばこ税は、国産たばこの製造業者、特定販売業者及び卸売販売業者が、町内の小売業者に売り渡した時のたばこに対しかかる税で町にとっては貴重な財源となっています。しかしながら、健康に気を使われる方や喫煙場所の減少、たばこの値上がりにより年々町たばこ税が減少しています。また、愛煙家の皆様にとっては、多くの施設で禁煙や分煙となり限られた場所でしか喫煙ができないなど、大変ご不便な思いをされていることと思います。これも健康増進法により受動喫煙を防止するためのものですのでご理解ください。

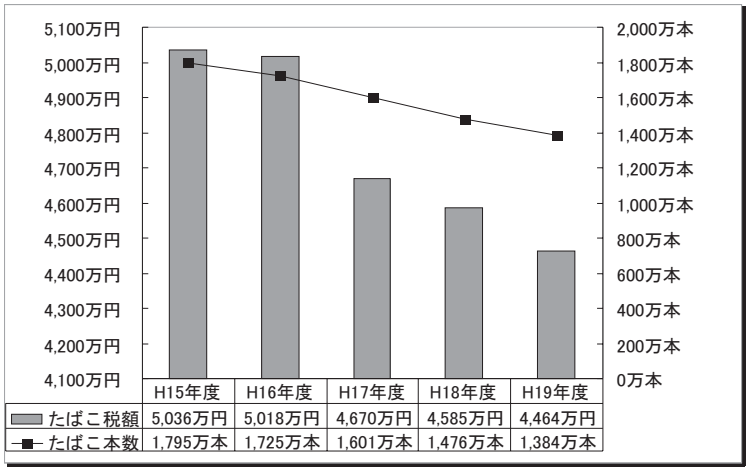


左の表のとおり、町たばこ税額及び本数は年々減少しています。また、年間本数を成人1人当たりに換算すると、平成15年に3，216本あったものが平成19年には2，594本にまで減少しています。この結果から、成人になってもたばこを吸わない方や、やめる方が増えているのではないでしょうか。

出かけるときも町内で！

こうした減少を抑えるためには、愛煙家の皆様に町内でたばこを買っていただくしかありません。町外に出かけるときも、町内で買われてから出かけるようお願いいたします。

■町たばこ税及び本数について



	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
たばこ税額	5,036万円	5,018万円	4,670万円	4,585万円	4,464万円
たばこ本数	1,795万本	1,725万本	1,601万本	1,476万本	1,384万本

※町たばこ税額
○旧３級品を除く紙たばこは1,000本あたり3,298円
（但しH15年6月以前は2,668円、H15年7月～H18年6月までは2,977円）
○旧３級品の紙たばこは1,000本あたり1,564円
（但しH15年6月以前は1,266円、H15年7月～H18年6月までは1,412円）
注）「旧３級品の紙たばこ」とはエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの６銘柄

※町たばこ税及び本数は各年度３月から２月の決算数値